

公務労働者ができる選挙活動

政治の行方を決めるのは私たち

10月27日投開票で衆議院選挙が行われます。

静岡県評は多くの働く仲間を組織し、公務労働者も仲間として活動しています。

現行の公職選挙法や国家公務員法・地方公務員法の中には、公務員の選挙運動に制限を加える条項があります。では、公務職場で働く、労働者は選挙活動が何もできないのでしょうか？

国家公務員、地方公務員、教員とそれぞれできることを簡単に記載しました。できることを取り組んで政治を変えて、要求を実現させましょう。



公務員ができる選挙活動

インターネットを活用した選挙活動が行えます。

選挙期間中は、自分のホームページやブログ、SNS（フェイスブック、LINEなど）で、支持する政党、候補者についての氏名、写真、政策などを掲載して、「〇〇さんに1票入れて」などと呼びかけることができます。しかし、電子メールで投票依頼をすることは禁止されています。

後援会への加入やカンパ、演説会への参加は自由です。

地域や職場の「後援会」は政治団体ではありません。役員になることや参加を呼びかけることは自由です。政党・政治団体・候補者に対し、個人として任意のカンパをすることは公務員でも自由にできます。後援会活動として演説会場の準備をすることも可能です。政党の政見放送の視聴や、演説会等への参加はもちろん、それらに誘うことも自由です。

ビラの配布も自由です。後援会が発行する文書のうち選挙に直接関わらない政策などを内容とするパンフレットは、公示の前後を通じて自由に配布できます。パンフレットや「後援会ニュース」などのうち、選挙活動を内容とするもの（予定候補者などと紹介したり、投票依頼など）は、「部内資料」と明記して部内で活用しましょう。ただし、「法定ビラ」を職場で配布することはやめましょう。国・地方公共団体の所有、管理する建物内での配布はできません。

親しい人への自筆の封書での依頼は「信書の秘密」によって守られます。知人・友人、親戚など親しい人に近況を知らせる便りで、あくまで主たる用件のついでに、支持候補への投票と応援を依頼しても信書の秘密によって守られます。宣伝物を同封してもよいのですが、必ず自筆で封書にしましょう。ただし、投票依頼が主な内容になっているものは自筆でも封書で送ることができません。

私たちの未来は私たちが作る

職場では、「政治的中立性」などを口実に政治活動・選挙活動を萎縮・封殺する風潮があり、あたかも公務労働者は選挙活動ができないようなことが言われます。

公務員に共通して禁止されている選挙活動は、国家公務員や地方公務員、教員であることの地位を利用した投票依頼などの選挙活動です。（選挙管理委員会など職種によっては全面禁止）

公務員の選挙活動を委縮させている「政治的中立性」は、時の政権や特定政党などに忖度せず、憲法と法令を守る立場で、差別なく職務を行うことです。

それぞれの職場を良くし、私たちの要求を実現させるためにも投票に行くことはもちろん、できる選挙活動を精一杯取り組みましょう。

私たちの未来は私たちが作り上げましょう。

